

在職中の年金の支給停止について

年金の
支給について
Q&A

Q. 現在64歳で、特別支給の老齢厚生年金を受給しながら暫定再任用フルタイムで勤めています。来年もう一年働こうかどうか迷っています。加入制度によって年金の受給額はどのように変わりますか。

A. 年金の支給は、勤務形態によって下表のようになります。

勤務形態		共済組合における区分	年金制度の加入	年金の支給について				
				老齢厚生年金	経過的職域加算額	年金払い退職給付	加給年金	経過的加算額 老齢基礎年金
暫定再任用フルタイム		一般組合員	公立学校共済組合	賃金に応じて停止	全額停止	全額停止	老齢厚生年金が一部でも支給されれば全額支給	全額支給
暫定再任用短時間	週31時間	短期組合員*	厚生年金保険(日本年金機構)	賃金に応じて停止	全額支給	全額支給		
	週19時間30分	共済非加入	加入なし	全額支給	全額支給	全額支給		
育児休業代替職員		一般組合員	公立学校共済組合	賃金に応じて停止	全額停止	全額停止		
臨時的任用職員 (産休代替・休職者の欠員講師等)		短期組合員*	厚生年金保険(日本年金機構)	賃金に応じて停止	全額支給	全額支給		
会計年度任用職員 (非常勤講師等)		短期組合員* (要件を満たす場合)	厚生年金保険(日本年金機構)	賃金に応じて停止	全額支給	全額支給		

*** 短期組合員の要件**

- ① 2か月を超えて任用(予定含む)される臨時的任用職員
- ② 2か月を超えて任用(予定含む)される「常時勤務に服することを要しない地方公務員」で次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する者
 - Ⅰ 常時勤務することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務することを要されている者
 - Ⅱ 1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が常勤職員の4分の3以上である者
 - Ⅲ 1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が常勤職員の4分の3未満である者で次のイ～ハまでの全てを満たす者
 - イ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - ロ 報酬の月額が88,000円以上であること
 - ハ 学生ではないこと

【支給停止額(月額)の求め方】

$$(\text{賃金の月額} \times \text{※1} + \text{年金の月額} \times \text{※2} - 50\text{万円}) \div 2 \times \text{※3}$$

※1 賃金=勤務先で決定される標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額×1/12

※2 「老齢厚生年金×1/12」の額。

経過的職域加算額、加給年金額及び経過的加算額は計算の対象外。

※3 令和6年度の基準額です。

【共済組合加入者の年金】

平成27年9月までの組合員期間で算定	平成27年10月以降の組合員期間で算定	
経過的職域加算額 (退職共済年金)	年金払い退職給付	3階部分
老齢厚生年金		2階部分
老齢基礎年金 (国民年金)		1階部分